

資料

洞爺湖町議会平成31年3月会議  
議案説明資料

## 澤田英雄氏経歴

本籍 北海道虻田郡洞爺湖町入江78番地

住所 虻田郡洞爺湖町入江145番地1

氏名 さわだ ひでお  
澤田英雄

生年月日 昭和37年11月12日生（56歳）

学歴 昭和56年 3月 北海道立伊達高等学校卒業

職歴 昭和56年 4月 農業（現在に至る。）

公職歴 平成28年 4月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 昭和62年 4月 虻田町4Hクラブ部長

平成7年 4月 とうや湖農業協同組合青年部長

平成26年 4月 入江地区農事組合組合長（現在に至る。）

## 小林 忍 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町清水 1 6 8 番地

住 所 虻田郡洞爺湖町清水 1 6 8 番地

氏 名 こ ばやし し の ぶ  
小 林 忍

生年月日 昭和 2 7 年 9 月 1 8 日 生 ( 6 6 歳 )

学 歴 昭和 4 6 年 3 月 北海道立伊達高等学校卒業

職 歴 昭和 4 6 年 4 月 農 業 ( 現 在 に 至 る 。 )

公 職 歴 平成 2 年 7 月 ~ 平成 1 7 年 7 月 虻田町農業委員会委員  
平成 2 8 年 4 月 ~ 現 在 に 至 る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成 2 年 5 月 西胆振農業共済組合理事  
平成 1 1 年 2 月 いぶり農業共済組合理事

## 青山晴重氏経歴

本籍 北海道虻田郡洞爺湖町月浦92番地

住所 虻田郡洞爺湖町月浦92番地

氏名 あお やま はる しげ  
青山晴重

生年月日 昭和25年 5月30日生（68歳）

学歴 昭和44年 3月 北海道立伊達高等学校卒業

職歴 昭和44年 4月 農業（現在に至る。）

公職歴 平成14年 7月～平成17年 7月 虻田町農業委員会委員  
平成19年 3月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員  
平成 4年 4月～平成18年 3月 虻田町体育指導員  
平成18年 6月～平成22年 3月 洞爺湖町体育指導員  
平成24年 8月～現在に至る 洞爺湖町公害対策審議会委員  
平成28年11月～現在に至る 洞爺湖町民生委員児童委員

団体歴等 昭和50年 4月 月浦自治会役員（現在に至る。）

## 塩野谷 幸 一 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町花和130番地

住 所 虻田郡洞爺湖町花和130番地

氏 名 しおのや こう いち  
塩野谷 幸 一

生年月日 昭和22年 2月 7日生（72歳）

学 歴 昭和44年 3月 酪農学園大学酪農学科卒業

職 歴 昭和44年 4月 農 業  
昭和52年 2月 有限会社レークヒル牧場代表取締役（現在に至る。）

公 職 歴 平成19年 3月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成21年 3月 サツラク農業協同組合理事  
平成22年 2月 ラクレン農業協同組合連合会代表監事  
平成29年 6月 ラクレン農業協同組合連合会会長（現在に至る。）  
平成22年 2月 洞爺清住酪農組合組合長（現在に至る。）

## 大西俊則氏経歴

本籍 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町94番地

住所 虻田郡洞爺湖町川東6番地5

氏名 おおにしとしのり  
大西俊則

生年月日 昭和35年3月3日生(59歳)

学歴 昭和57年3月 札幌商科大学卒業

職歴 昭和59年4月 農業(現在に至る。)

公職歴 昭和60年4月～現在に至る 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団員

団体歴等 平成10年4月 どうや湖農協水稻生産部会長  
平成26年4月 JAどうや湖水稻生産部会長  
平成10年4月 どうや湖農協トマト・メロン部会長  
平成30年4月 川東自治会役員(現在に至る。)

## 京 谷 常 美 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町385番地

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町54番地

氏 名 きょう や つね み  
京 谷 常 美

生年月日 昭和23年11月4日生(70歳)

学 歴 昭和42年3月 北海道立室蘭工業高等学校電気科卒業

職 歴 昭和43年4月 農 業 (現在に至る。)

公 職 歴 昭和62年7月～平成14年7月 洞爺村農業委員会委員  
平成14年7月～平成18年3月 洞爺村農業委員会会長職務代理  
平成18年3月～平成22年3月 洞爺湖町農業委員会委員  
平成22年3月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会会長  
平成元年4月～現在に至る 西胆振行政事務組合洞爺湖消防  
団員  
平成18年8月～平成20年7月 洞爺湖町公害対策審議会委員  
平成21年10月～現在に至る 洞爺湖町国民健康保険運営協議  
会委員

## 塩田 満 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町151番地

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町151番地

氏 名 しお た みつる  
塩 田 満

生年月日 昭和33年 3月10日生 (60歳)

学 歴 昭和52年 3月 壮瞥町立壮瞥高等学校卒業

職 歴 昭和52年 4月 農 業 (現在に至る。)

公 職 歴 昭和60年 4月～平成18年 3月 洞爺村体育指導委員  
平成18年 6月～平成24年 3月 洞爺湖町体育指導委員  
平成19年 3月～平成25年 3月 洞爺湖町農業委員会委員



## 原 田 尚 一 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町成香 3 9 9 番地

住 所 虻田郡洞爺湖町成香 3 9 9 番地

氏 名 はら だ しょう いち  
原 田 尚 一

生年月日 昭和 3 6 年 5 月 6 日生 ( 5 7 歳 )

学 歴 昭和 5 5 年 3 月 北海道立豊浦高等学校卒業  
昭和 5 7 年 3 月 北海道胆振支庁農業学園卒業

職 歴 昭和 5 5 年 4 月 農 業 ( 現在に至る。 )

公 職 歴 平成 1 7 年 7 月 ~ 平成 1 8 年 3 月 洞爺村農業委員会委員  
平成 1 8 年 3 月 ~ 現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成 2 5 年 1 月 とうや湖クリーン農業振興協議会青果部会会長  
平成 2 5 年 1 月 とうや湖農協長芋振興協議会会長  
平成 2 7 年 4 月 とうや湖農協そ菜連絡振興協議会会長 ( 現在に至る。 )

## 星 博 明 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町成香6 4 番地

住 所 虻田郡洞爺湖町成香6 4 番地

氏 名 ほし ひろ あき  
星 博 明

生年月日 昭和3 4年 2月 2日生 (6 0歳)

学 歴 昭和5 2年 3月 北海道立倶知安農業高等学校卒業

職 歴 昭和5 2年 4月 農 業 (現在に至る。)

公 職 歴 平成2 6年 2月～平成2 8年 2月 洞爺湖町まちづくり審議会委員  
平成2 8年 4月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成 9年 4月 洞爺村立成香小学校PTA会長  
平成2 5年 4月 成香自治会役員

## 田 中 利 一 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町香川108番地

住 所 虻田郡洞爺湖町香川108番地

氏 名 た なか とし いち  
田 中 利 一

生年月日 昭和29年12月 3日生 (64歳)

学 歴 昭和44年 3月 洞爺村立洞爺中学校卒業

職 歴 昭和44年 4月 農 業 (現在に至る。)

公 職 歴 平成28年 4月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成 8年 4月 洞爺村立香川小学校PTA会長

平成20年 4月 香川自治会役員

平成26年 4月 香川獅子舞保存会副会長 (現在に至る。)

## 西岡正雄氏経歴

本籍 北海道虻田郡洞爺湖町香川5番地

住所 虻田郡洞爺湖町香川5番地

氏名 にし おか まさ お  
西岡正雄

生年月日 昭和39年 1月18日生（55歳）

学歴 昭和57年 3月 北海道立倶知安高等学校卒業

職歴 昭和57年 4月 農業（現在に至る。）

公職歴 平成20年 4月～平成22年 3月 洞爺湖町社会教育委員  
平成26年 8月～現在に至る 洞爺湖町公害対策審議会委員  
平成23年12月～平成25年 3月 洞爺湖町地域福祉計画策定委員会委員  
平成28年 4月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成11年 4月 とうや湖農業協同組合青年部長  
平成25年 4月 大原自治会役員（現在に至る。）

## 小 山 隆 顕 氏 経 歴

本 籍 北海道虻田郡洞爺湖町成香 3 6 7 番地

住 所 虻田郡洞爺湖町成香 3 6 5 番地 6

氏 名 お やま たか あき  
小 山 隆 顕

生年月日 昭和 3 0 年 2 月 8 日生 (6 4 歳)

学 歴 昭和 5 1 年 3 月 北海道拓殖短期大学卒業

職 歴 昭和 4 8 年 3 月 農 業 (現在に至る。)

公 職 歴 平成 2 4 年 4 月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成 2 1 年 4 月 とうや湖農業協同組合理事

平成 2 4 年 4 月 とうや湖農業協同組合地区担当理事

平成 3 0 年 4 月 とうや湖農業協同組合副組合長 (現在に至る。)

## 佐藤正明氏経歴

本籍 北海道虻田郡洞爺湖町花和290番地38

住所 虻田郡洞爺湖町花和290番地38

氏名 さとうまさあき  
佐藤正明

生年月日 昭和30年 2月20日生(64歳)

学歴 昭和47年 3月 虻田町立花和中学校卒業

職歴 昭和47年 4月 農業(現在に至る。)

公職歴 平成6年 4月～平成17年 3月 虻田町交通安全指導員  
平成15年 2月～平成18年 1月 虻田町農業委員会委員

団体歴等 昭和49年 9月 花和自衛消防隊員(現在に至る。)  
平成22年 4月 虻田町立花和中学校PTA会長  
平成15年 2月 いぶり農業共済組合理事  
平成27年 3月 いぶり農業共済組合総代  
平成29年 3月 みなみ北海道農業共済組合総代(現在に至る。)  
平成29年 3月 みなみ北海道農業共済組合地区代表評価委員  
(現在に至る。)

## 村上正弘氏経歴

本籍 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町453番地

住所 虻田郡洞爺湖町洞爺町57番地2

氏名 むら しみ まさ ひろ  
村上正弘

生年月日 昭和27年 3月24日生（66歳）

学歴 昭和45年 3月 北海道立虻田商業高等学校卒業

職歴 昭和45年 3月 伊藤ハム栄養食品株式会社入社  
昭和46年 4月 同社退社  
昭和46年 5月 森永商事株式会社入社  
昭和50年 4月 同社退社  
昭和51年 4月 洞爺村役場奉職  
平成18年 3月 洞爺湖町役場奉職  
平成24年 3月 同役場退職

公職歴 平成24年 7月～現在に至る 洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会委員  
平成24年10月～平成26年10月 洞爺湖町洞爺地区振興策検討委員会委員  
平成26年 4月～現在に至る 洞爺湖町人権擁護委員  
平成28年 4月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成10年 4月 洞爺第1自治会役員（現在に至る。）

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができる。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができる。</p>



洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町長は、<u>洞爺湖町の区域内に住所を有する者若しくは国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた者（以下「国保住所地特例者」という。）又は高確法第55条の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは国保住所地特例者であったが高確法の第55条の2の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者で、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童であって、次の各号のいずれにも該当しないものに対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）</u>について助成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有するとみなされた者（以下「他市町村国保住所地特例者」という。）又は高確法第55条の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは他市町村国保住所地特例者であったが高確法第55条の2の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者</u></p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ洞爺湖町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等又は<u>国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた乳幼児等とする。</u>ただし、次の各号に該当するものは除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有するとみなされた乳幼児等</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ洞爺湖町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号に該当するものは除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 67,500円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 67,500円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 <u>共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の20の2・第59条の20の3)</u></p> <p>第6節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款から第4款 略</p> <p>第4章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p>(7) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款から第4款 略</p> <p>第4章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

2～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) 略

(12) 介護医療院

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))  
第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

2～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) 略

援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等

が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合计数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」と

いう。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」  
とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4  
項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に  
掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサ  
ービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所  
介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及  
び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」  
と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「地域密着型通所  
介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「指定地域密着型  
通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、  
第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2  
項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準  
用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条にお  
いて準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替  
えるものとする。

#### 第6節 略

(趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通  
所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護  
者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による  
観察が必要なものを対象者とし、第59条の31第1項の療養通所介  
護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世

#### 第5節 略

(趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所  
介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者  
又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による  
観察が必要なものを対象者とし、第59条の31第1項の療養通所介護  
計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話



話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を18人以下とする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2～7 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においてはそれぞれ当該施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法

2～7 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においてはそれぞれ当該施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法

第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項の介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
略	略	略

7～13 略

第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項の介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
略	略	略

7～13 略

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了して

(協力医療機関等)

第103条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもので

いるものでなければならない。

第113条 略

2～6 略

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第74条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

2～6 略

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 略

なければならない。

第113条 略

2～6 略

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第73条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

2～6 略

7 略

(協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 略

2及び3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5及び6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者

(協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 略

2及び3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5及び6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者

については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) 略

(3) 介護医療院 介護支援専門員

8 略

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 略

2～5 略

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の

については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2) 略

8 略

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第63条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 略

2～5 略



適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 7 略

(従業者の員数)

第151条 略

2及び3 略

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

## 6 略

(従業者の員数)

第151条 略

2及び3 略

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 略

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～17 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 略

2～5 略

5～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(3) 略

9～17 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 略

2～5 略

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1)～(5) 略
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 略
- (8) 略

6 略

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1)～(5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 略

2～7 略

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 略

(9) 略

(準用)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 略

2～7 略

8 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第169条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182

条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) 略

(5) 介護医療院

8～10 略

(管理者)

第192条 略

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事し

条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) 略

8～10 略

(管理者)

第192条 略

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有す

た経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わ

る者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わ

なければならない。

(10)～(11) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82

なければならない。

(10)～(11) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとす



条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。	る。
------------------------------------	----

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型  
介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時</p>

に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においてはそれぞれ当該施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においてはそれぞれ当該施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予 防小規模多機能 型居宅介護事業 所に中欄に掲げ る施設等のいず れかが併設され ている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定地域密着型特定施設、指定地域密着 型介護老人福祉施設又は指定介護療養 型医療施設（医療法（昭和23年法律第 205号）第7条第2項第4号に規定す る療養病床を有する診療所であるもの に限る。）又は介護医療院	介護職員
略	略	略

7～13 略

（管理者）

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス条例第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

当該指定介護予 防小規模多機能 型居宅介護事業 所に中欄に掲げ る施設等のいず れかが併設され ている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定地域密着型特定施設、指定地域密着 型介護老人福祉施設又は指定介護療養 型医療施設（医療法（昭和23年法律第 205号）第7条第2項第4号に規定す る療養病床を有する診療所であるもの に限る。）	介護職員
略	略	略

7～13 略

（管理者）

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス条例第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型

認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

洞爺湖町保育所条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 前条により設置する保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 前条により設置する保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
本町保育所	虻田郡洞爺湖町本町42番地	本町保育所	虻田郡洞爺湖町本町42番地
桜ヶ丘保育所	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地	桜ヶ丘保育所	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地
入江保育所	虻田郡洞爺湖町入江190番地31	入江保育所	虻田郡洞爺湖町入江190番地31
洞爺保育所	虻田郡洞爺湖町洞爺町 <u>59番地13</u>	洞爺保育所	虻田郡洞爺湖町洞爺町 <u>416番地</u>



洞爺湖町公園条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1（第2条関係） イ 都市公園			別表第1（第2条関係） イ 都市公園		
公園名	位置	面積	公園名	位置	面積
略	略	略	略	略	略
ロ その他の公園			ロ その他の公園		
公園名	位置	面積	公園名	位置	面積
1区小公園～望羊台広場	略	略	1区小公園～望羊台広場	略	略
えぼし岩公園	虻田郡洞爺湖町岩屋 15番地5	3.95ヘクタール	えぼし岩公園	虻田郡洞爺湖町岩屋 15番地5	3.95ヘクタール
洞爺高校メモリアル公園	虻田郡洞爺湖町洞爺町 58番地3	0.28ヘクタール			

洞爺湖町農業研修センター条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(施設及び用途)</p> <p>第4条 農業研修センターに次の施設を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 試験ほ場</p> <p>(4) 農業研修センターに附帯する施設</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の用途は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 試験ほ場 各種作物の栽培試験及び展示する施設</p> <p>(4) 農業研修センターに附帯する施設 前項第1号から第3号の施設の利用上必要な施設</p>	<p>(施設及び用途)</p> <p>第4条 農業研修センターに次の施設を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 試験ほ場</p> <p>(4) <u>農業体験施設</u></p> <p>(5) 農業研修センターに附帯する施設</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の用途は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 試験ほ場 各種作物の栽培試験及び展示する施設</p> <p>(4) <u>農業体験施設 農作物の栽培展示や収穫などを体験する施設</u></p> <p>(5) 農業研修センターに附帯する施設 前項第1号から第4号の施設の利用上必要な施設</p>